

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、リゾートトラスト株式会社と称し、英文では、RESORTTRUST, INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ホテル、レストラン、ゴルフ場、スポーツ施設、マリーナ施設の建設及び経営
- 2 会員制ホテル会員権及びゴルフ会員権・マリーナ施設利用会員権の販売
- 3 分譲ホテル、マンション、別荘の建設及びその販売
- 4 医療機関からの委嘱による医療施設の建設・運営及び会員制医療施設利用会員権の販売
- 5 コンピュータによる健康調査についての情報提供並びに診療報酬請求事務及び病院一般事務の受託
- 6 インターネットでの広告業務及びインターネットへの接続業務の受託
- 7 マルチメディアの普及及び運営に関する業務
- 8 データー通信システムのローカルエリアネットワーク構築・保守
- 9 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- 10 不動産の販売、賃貸及びその管理
- 11 医療用器材、その他動産の賃貸業
- 12 運動器具、衣料品、食料品、医療用器材の販売並びにカタログ通信販売
- 13 酒類、清涼飲料及び嗜好飲料の販売
- 14 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- 15 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証、資金の立替及び手形の割引に関する業務
- 16 クレジットカードの取扱い業務及び情報記録磁気プリントカード・商品券の販売
- 17 生命保険の募集に関する業務
- 18 旅行業法に基づく旅行業務
- 19 遊技場の経営及び管理
- 20 カフェー、バー等の経営
- 21 ヘリポートの経営管理
- 22 観光遊覧船業、船舶賃貸業及び海上運送業
- 23 遊漁船の経営
- 24 ヨット、モーターボートの繋留保管及び管理に関する事業
- 25 ヨット、モーターボートの販売修理及び部品、燃料の販売
- 26 ホテル従業員の接客応対及びホテルの運営・管理等に関する教育事業
- 27 ゴルフスクールの経営

- 28 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
- 29 その他上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令により、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことが認められている事項の全部または一部を同書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使すること

ができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は25名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。

- ② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を統括する。

(最高経営責任者及び最高執行責任者)

第22条 取締役会の決議により、代表取締役たる最高経営責任者[Chief Executive Officer (「CEO」)]1名、代表取締役たる最高執行責任者[Chief Operating Officer (「COO」)]1名を定めることができる。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長及び専務取締役並びに常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催すること

ができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(沿革)

昭和48年	3月19日	作成
昭和48年	3月20日	公証人認証
昭和48年	4月2日	会社設立
昭和50年	5月30日	変更
昭和53年	6月30日	変更
昭和56年	6月30日	変更

昭和57年	9月30日	変更
昭和58年	6月30日	変更
昭和59年	6月30日	変更
昭和60年	6月29日	変更
昭和61年	2月24日	変更
昭和61年	6月30日	変更
平成元年	9月5日	変更
平成元年	11月30日	変更
平成2年	6月30日	変更
平成3年	6月27日	変更
平成4年	6月25日	変更
平成5年	6月28日	変更
平成6年	6月29日	変更
平成8年	6月28日	変更
平成9年	3月4日	変更
平成9年	6月27日	変更
平成10年	6月26日	変更
平成11年	6月29日	変更
平成12年	6月29日	変更
平成14年	6月27日	変更
平成15年	6月27日	変更
平成16年	6月25日	変更
平成18年	6月29日	変更
平成19年	6月28日	変更
平成21年	6月26日	変更
平成22年	1月6日	変更
平成24年	6月28日	変更
平成26年	6月27日	変更
平成27年	6月26日	変更
令和4年	6月28日	変更